

令和元年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第69号	平成30年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第70号	平成30年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第71号	平成30年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第72号	平成30年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第73号	平成30年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第74号	平成30年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第75号	平成30年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第76号	平成30年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第77号	平成30年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第78号	平成30年度三豊市病院事業会計決算認定について	10
議案第79号	令和元年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	11
議案第80号	令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	12
議案第81号	令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	13
議案第82号	令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	14
議案第83号	令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	15
議案第84号	令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第85号	令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第86号	令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	18

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第87号	令和元年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	19
議案第88号	三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	20
議案第89号	三豊市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	31
議案第90号	三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	34
議案第91号	三豊市消防団条例の一部改正について	39
議案第92号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	41
議案第93号	三豊市印鑑条例の一部改正について	43
議案第94号	三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について	45
議案第95号	三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正について	47
議案第96号	財産の取得について	49
議案第97号	財産の取得に係る変更契約の締結について	50

議案第 6 9 号

平成 3 0 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 0 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 1 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 2 号

平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 3 号

平成 3 0 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 4 号

平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 5 号

平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 6 号

平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 7 号

平成 3 0 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 8 号

平成 3 0 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 79 号

令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 80 号

令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 1 号

令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 2 号

令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 3 号

令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 4 号

令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 5 号

令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 6 号

令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 87 号

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 8 号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、予算の範囲内で支給するものとし、その職務の内容と責任の度に基づき、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の給与との権衡及び職務の特殊性等を考慮し、規則で定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬については、予算の範囲内で支給するも

のとし、その職務の内容と責任の度に基づき、常勤職員の給与との権衡、職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数等を考慮し、規則で定めるものとする。

（給料の支給）

第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。）第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（初任給調整手当）

第6条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員のうち規則で定める職員について準用する。

（地域手当）

第7条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員のうち前条の規定により規則で定める職員について準用する。

（通勤手当）

第8条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（特殊勤務手当）

第9条 給与条例第17条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（時間外勤務手当）

第10条 給与条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給

与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第18条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間
第18条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

（休日勤務手当）

第11条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日（	三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第11条に規定する祝日法による休日（
勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日	代休日
勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休日	年末年始の休日
において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度

	任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）
--	---

（夜間勤務手当）

第12条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第13条 給与条例第23条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第10条において準用する給与条例第18条第1項、第11条において準用する給与条例第19条及び前条において準用する給与条例第20条の勤務には含まれないものとする。

（端数処理）

第14条 第10条において準用する給与条例第18条、第11条において準用する給与条例第19条及び第12条において準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第15条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用

職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務１時間当たりの給与額）

第１６条 第１０条において準用する給与条例第１８条、第１１条において準用する給与条例第１９条及び第１２条において準用する給与条例第２０条並びに次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、規則で定める。

（給与の減額）

第１７条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、規則で定める勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（特殊勤務に係る報酬）

第１８条 特殊勤務手当条例別表に規定する作業又は業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第１９条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

２ 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第２５条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる

勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休

日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第26条第1項において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第26条第1項において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第22条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第23条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表（一）の適用を受ける職員

以外にあってはこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第25条 第19条から第21条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定める。

（報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常勤職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与からの控除)

第29条 給与条例第31条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第31条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(令和３年３月３１日までの間における期末手当に関する特例)

- 2 令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間における第１５条第１項及び第２３条第１項において準用する給与条例第２６条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１３０」とあるのは、「１００分の９０」とする。

議案第 89 号

三豊市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

三豊市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内において、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を免除することにより、離島の産業振興を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得のあった日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課すべき固定資産税について、三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）第62条の規定にかかわらず、特別償却設備に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「初年度」という。）から起算して3年度に限り、課税を免除するものとする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 課税免除の適用を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、課税免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 課税免除の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が課税免除を取り消す必要があると認めたとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年度分の固定資産税から適用する。

議案第 9 0 号

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例

三豊市産業振興基本条例（平成25年三豊市条例第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「中小企業・小規模企業振興施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、地域経済の持続的発展及び環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済関係団体 商工会その他地域産業の振興に寄与する団体をいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究機関及び産業支援機関をいう。
- (6) 市民等 市の区域内に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学している者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識のもとに行われること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に対する自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の経済的及び社会的環境の変化に即応した取組が図られること。
- (4) 中小企業・小規模企業、国、県、市、経済関係団体、大企業、金融機関等、教育機関等及び市民等が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業・小規模企業振興施策の策定及び実施に当たっては、国、県その他の関係地方公共団体、中小企業・小規模企業、経済関係団体、大企業、金融機関等、教育機関等及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、中小企業・小規模企業及び市民等から意見を聴取するとともに、中小企業・小規模企業の状況を的確に把握し、必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経済的及び社会的環境の変化に即応し、経営基盤の安定、向上及び強化の促進を図ること。
- (2) 事業創出及び事業承継の支援環境整備及び推進を図ること。
- (3) 人材の育成、確保及び雇用の安定を図ること。
- (4) 生産性向上の促進を図ること。
- (5) 災害等が発生した場合における速やかな事業の再開又は継続を目的とする取組の支援を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、事業の成長発展を図るとともに、市及び経済関係団体が行う中小企業・小規模企業振興施策に積極的に協力し、地域経済の活

性化に資するよう努め、社会的責任を認識し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

（経済関係団体の役割）

第7条 経済関係団体は、中小企業・小規模企業の事業活動を支援し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するとともに、中小企業・小規模企業振興のための事業に自ら取り組み、共に地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

（大企業の協力）

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域経済の活力維持及び強化に重要な存在であることを理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の協力）

第9条 金融機関等は、中小企業・小規模企業への円滑な資金の供給及び経営改善に協力し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の協力）

第10条 教育機関等は、産学官の連携が中小企業・小規模企業の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（市民等の理解と協力）

第11条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

（計画の策定及び見直し）

第12条 市長は、中小企業・小規模企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するため、第5条に規定する基本方針に基づき、三豊市中小企業・小規模企業振興基本計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

（中小企業・小規模企業振興審議会の設置）

第13条 中小企業・小規模企業振興施策の実施状況、方針等を協議するため、三豊市中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 市は、審議会の意見を参考にし、中小企業・小規模企業振興施策を実施するも

のとする。

- 3 審議会は、15人以内の委員で組織し、中小企業・小規模企業の振興に関する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に補欠が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。
- 8 審議会の庶務は、政策部産業政策課において処理する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表中「産業振興審議会委員」を「中小企業・小規模企業振興審議会委員」に改める。

議案第 9 1 号

三豊市消防団条例の一部改正について

三豊市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市消防団条例の一部を改正する条例

三豊市消防団条例（平成18年三豊市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁^こ錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 9 2 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第7項中「及び第3項」を「、第3項」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の三豊市職員の給与に関する条例第26条第1項及び第4項、第27条の第2号、第29条第1項及び第2項第1号並びに第30条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 9 3 号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「住民基本台帳法」を「法」に、「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第1項第3号中「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、「）、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 9 4 号

三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について

三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

三豊市立幼稚園預かり保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（保育料の減免）

第4条 市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9 5 号

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正について

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「法第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

附則第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財 産 の 種 類 動 産
- 2 取得する財産 三豊市 I C T 機器授業用 P C 等
- 3 内 訳

動 産	数 量
生徒用タブレット P C	4 9 9 台
授業教師用タブレット P C	2 1 0 台
タブレット収納保管庫（1 0 台収納）	7 0 台

- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 取 得 価 格 9 8 , 7 8 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁 9 3 番地 3 4
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝 渕 成 也

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭 史

議案第 9 7 号

財産の取得に係る変更契約の締結について

次のとおり財産の取得に係る変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 動産 |
| 2 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 C D - 1 型 |
| 3 | 数 量 | 2 台 |
| 4 | 変更取得価格 | 4 2 , 6 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 今回変更による増額 | 7 7 6 , 0 0 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 香川県高松市屋島西町 1 9 3 1 番地 5
株式会社福島商会
代表取締役 福島 昭子 |

令和元年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史